

# 第 1 0 回 議会運営委員会

令和 5 年 7 月 21 日 (金) 5 階 第 1 委員会室	開 会 8 時 5 5 分 閉 会 9 時 2 3 分
-------------------------------------	--------------------------------

午前 8 時 55 分 開会

## ○委員長（榛葉利広君）

おはようございます。私の周りだけかもしれないですけど、議員さんの健康に関する問題とか、事件が連日いろいろ出ております。十分、コロナはもう 5 類に変わりましたので、いろいろな会議も増えると思いますし、感染症もまだ完全に収まったわけではありませんので、十分気をつけて行動していただきたいと思います。

ただ今から、令和 5 年第 10 回議会運営委員会を開会いたします。

## ○委員長（榛葉利広君）

1、令和 5 年第 3 回瑞浪市議会臨時会についてを議題といたします。

初めに、招集について、市長よりお願いいたします。

市長 水野光二君。

## ○市長（水野光二君）

おはようございます。今、委員長からコロナの話がありましたけれども、県のほうでも緊急の県の対策会議があったわけですが、これといった新たな対策とございますか、施策がありませんでしたので、改めて市の会議を開きませんでしたけれども、今までどおり、まだ収束したわけではありませんし、今、第 9 波というような表現をマスコミなどで使ってみえるケースもありますけれども、少し拡大中であるみたいです。

感染力は強い。ただ、感染しても重篤にならないとございますか、それほど重い症状が出ないというのが特徴だそうでございますけど、感染力が強いということです、この第 9 波の特徴みたいですけれども、気をつけながら、しかし通常の業務と日常を取り戻していかなくてはいけないのかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今日は、誠に申し訳ありませんけれども、臨時議会をお願いということで、令和 5 年第 3 回瑞浪市議会臨時会を 8 月 7 日に急遽、招集したいということで、ご提案をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

この理由、詳細につきましては、事務局長から説明をしていただきますので、ぜひご理解をいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

## ○委員長（榛葉利広君）

ありがとうございました。

次に、選挙の取り扱い及び会期日程について、事務局長より説明させます。

議会事務局長 梅村修司君。

○議会事務局長（梅村修司君）

それでは、ただ今、市長から招集依頼がございました第3回瑞浪市議会臨時会についてのご説明をさせていただきます。

取り扱う案件は、皆様のお手元に丸赤の写しという資料がございます。ご覧ください。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙でございます。

現在、本広域連合議会議員は水野市長が務めておられますが、市長の任期が本年7月26日をもって一たん、満了することから、改めて選挙をする必要があるというものでございます。

本議員は広域規約によりまして、市長か副市長か監査委員のうちから各市議会で選挙をするという規定がございます。

本市においては、慣例で市長を選出しておりますので、したがって、引き続き、水野市長を選出したいと思います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選による方法としたいと思っております。

会期につきましては、8月7日、1時間といたします。

また、臨時会を開催する理由につきましては、本広域連合議会の定例会が8月22日に開催されることが既に決まっておりますので、それまでに選挙をする必要があるということで、臨時会の開催をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（榛葉利広君）

ただ今の説明に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、本臨時会で取り扱う選挙については、ただ今、説明があったとおりとし、会議日程については、8月7日（月）の1日間といたします。

本件につきましては、この後の全員協議会で説明し、了解を得て、本臨時会を開催することといたしますので、よろしく願いいたします。

---

○委員長（榛葉利広君）

次に、2、令和5年第4回瑞浪市議会定例会についてを議題といたします。

招集について、市長よりお願いいたします。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、本来の議題に戻りたいと思っておりますけれども、令和5年第4回瑞浪市議会定例会を8月29日に召集させていただきますので、開会したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、上程議案につきましては、現在、準備中でありまして、その概要につきましては、来月に予定させていただいております議会運営委員会でご説明をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○委員長（榛葉利広君）

ありがとうございました。

次に、会期日程について、事務局長に説明させます。

議会事務局長 梅村修司君。

○議会事務局長（梅村修司君）

それでは、第4回となります定例会会期日程（案）をご覧ください。

ただ今、市長から招集の説明がありました令和5年第4回瑞浪市議会定例会の会期日程（案）をご説明申し上げます。

会期は8月29日から9月27日までの30日間といたします。

第1日目となります8月29日は、午前9時に開会し、議案上程、説明を行います。

一般質問の通告は翌8月30日、議案等質疑の通告は8月31日、いずれも午後3時までを通告期限としております。

本会議2日目となります9月5日は、議案等質疑と委員会付託を行います。

9月7日からは、3つの常任委員会を開催いたします。

7日（木）に総務民生文教委員会、8日（金）に経済建設委員会、週明けまして、11日（月）から13日（水）までは予算決算委員会を開催いたします。

11日（月）は事業評価を行い、12日、13日で補正予算と決算認定に係る審査を行います。

なお、第4回定例会では第7次瑞浪市総合計画の基本構想が上程される予定と承知をしておりますが、議案予定表は次回、8月の議会運営委員会で提出されますので、現段階ではこの9月14日が委員会予備日となっておりますが、ここに入ることを想定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、一般質問でございますが、9月21日、22日、いずれも午前9時から執り行います。

最終日は9月27日ですが、委員長報告、質疑、討論、採決をもって閉会とする予定としております。

以上、説明をさせていただきます。

○委員長（榛葉利広君）

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段ないようですので、質疑を終わります。

ただ今、ご審議いただきました件につきましては、本日開催されます市議会全員協議会で説明し、了解を得て、本定例会の会期日程としますので、よろしくお願ひいたします。

---

○委員長（榛葉利広君）

ここで、執行部の皆さんは退席をお願いします。  
ご苦勞様でした。

〔執行部 退席〕

---

○委員長（榛葉利広君）

次に、2、行政視察についてを議題といたします。

皆さん、既にご存知のとおり、来週24日、25日と議会運営委員会の視察を行わせていただきます。  
ここに資料がありますので、ご覧いただき、前もって勉強をしていただけるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

注意事項としましては、この1ページの一番下に書いてありますとおり、持ち物はこの視察の資料、名刺、健康保険証、それから、1人5,000円を当日の朝集金いたしますので、なるべく忘れ物のないようにしていただければと思います。

あと、資料につきましては、Dropboxにももう少し詳細なものが入っておりますので、必要な方はダウンロードして持って行っていただけるといいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

基本的に、今も電車に乗るときはマスクをするというのが慣例というか、普通のようなので、マスクも、ほとんど今つけてない方も多いみたいですが、一応持って行っていただけるようにお願ひいたします。

あと、上着は、クールビズでということで、向こうからもそういうご案内がありましたし、こちらからもそういうお願ひはしておりますが、上着は必ず持って行ってください。

あともう一つ、切符ですけど、公共交通機関を使いますので、切符をその都度お渡しして、個人で管理していただくこととなりますけど、まず乗車券は瑞浪から取手までになっています。帰りは取手から瑞浪までになっていますのでよろしくをお願いします。

どういう買い方か、新幹線のときは特急券ですね。あれと2枚合わせて入れる。そうすると乗車券だけで向こうに出てきますんで、違うか。最初は両方出る。それで、新幹線を降りて改札を通ると乗車券だけになります。ですので、よく取り忘れる人が多いみたいですね。

それでは、ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段ないようですので、質疑を終わります。

それでは、議会運営委員会の視察については、よろしくお願ひいたします。

---

○委員長（榛葉利広君）

次に、3、行政視察、請願の取り扱いについてを議題といたします。

この中で、請願の取り扱いにつきまして、各会派に持ち帰っていただいておりますので、各会派よりその結果を発表していただきたいと思っております。

初めに、新政みずなみからお願いいたします。

2番 熊谷隆男君。

#### ○2番（熊谷隆男君）

請願について、この間、請願が出されて取り扱いをしたわけですが、基本線としては、あの扱い方でいいということでもありますけども、暫時休憩中のことですので規約がどうということではありませんけども、扱いをもうちょっときっちりしたものにしたほうがいいということで、その方法については、議会事務局で考えていただいて、これ申し合わせ事項とか、規則に載せるべきほどのことではないので、進め方については、事務局の申し送りの中できちっとした形を作っていただくということがいいのではないかということになりました。

以上です。

#### ○委員長（榛葉利広君）

一人会派が2つに関しましては、共産党の犬塚議員と先日の請願について、いろいろとお話をしました。

一つは紹介議員さんの説明が足りないところが多かったことは、反省してみえましたが、休憩中ではありますが、説明される時の時間制限に関しては、いろいろな絡みがあるので詳しくお話をしたいと。要するに時間制限がどうかなという話がありました。

あとに関しては、ある程度納得いただけたかなと思います。

#### ○2番（熊谷隆男君）

犬塚議員にとっては初めての紹介議員で、きっとどういうことを意味するのか、紹介議員の役割がどういうことなのかということ自体がよく分かってなかったかなと。

その後、中日新聞にも書かれたような話になってつながるということは、ご本人がこうしたい、ああしたいということをそれじゃあと行って飲むわけにはいなくて、やっぱり規則というか、常識の中で従ってやっていただくというのが大事であるので、その点についても、事前に事務局にレクチャーを受ける。レクチャーを受けるというのは、事前に様式をよく頭に入れてもらうことが必要だったかなと。提出も不安であるし、急に思い立って出たことではないので、早めに対処してもらうことが大事じゃないかなと思う。

#### ○委員長（榛葉利広君）

そのほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今、熊谷代表がおっしゃられことは、私からもお話しさせていただきましたけど、特に今回、議運の前日に提出されて、そのときに説明議員の方もご一緒できなかったこともあって、バタバタしたのかなという気がします。

#### ○2番（熊谷隆男君）

紹介議員は、この人たちが請願出されてますよという紹介が本意であって、その人たちの意見を聞いてくださいと、請願を持って聞いてください、請願が出てますという紹介であって、議員提案しているのとは意味合いが違うので、その辺の立ち位置を考えていただきたい。

その辺は事務局は心得とるけども、議員に伝える機会がなかったから、形自体も事務局である程度精査することで、いいと思う。

#### ○委員長（榛葉利広君）

その点については、私からしっかり犬塚議員に伝えたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかに質問もないようですので、本件について、事務局に引き継ぎ事項としてまとめていますので、事務局長より説明をさせます。

議会事務局長 梅村修司君。

#### ○議会事務局長（梅村修司君）

皆様のお手元に1枚、表裏の資料があると思いますが、今お話いただいたように、まず事務局の引き継ぎ事項としてまとめさせていただいております。

まず、請願の件からいきたいと思いますので、裏面をご覧ください。

請願については、憲法が定められた請願権に基づいて。

国民の権利としてあるものでございますので、特に事務局として引き継いでなかったというのが現実でありますので、その反省点も含めて、今回これから皆さんの了解を得て、引き継いでいこうということで赤文字で示しております。

請願につきましては、まず一番ですが、ただ今もお話がありましたように、事前協議がなかったというようなことを踏まえまして、これも対外的には申し上げにくいんですが、やはり議員さんと事務局の間で正式に提出される前に必ず事前協議を行うという申し送りにしたいと思います。

それから、2番目ですが、これはもう当然のこととして、請願には請願の標題、提出年月日、請願者の住所・氏名・紹介者の氏名を邦文か日本語で記載する。

これは当然のこととして、3番目であります。そもそもこの休憩中に請願者から意見陳述を受けるとするのは、議会基本条例第34条第3項に規定がございます。請願者から委員会での意見陳述等の発言の求めがあった場合は、委員会休憩中にこの意見陳述を行うものとし、以下のルールを事務局が請願者に書面で伝えるということとしたいと思います。

今までは口頭でしか伝えてなかったもので、そこら辺をしっかりルール化することとさせていただきます。

それと、今回質疑を行いました。質疑応答はもう行わないという取り決めとしたいと思います。

この四角の中の、これは、ですます調となっておりますが、これは様式を変えて、請願者の方にお伝えする内容になります。請願者による意見陳述は委員会休憩中に行いますということと、休憩中に行う意見陳述における傍聴は、委員長の許可がなければ傍聴することができません。委員長が許

可しない場合がありますよということを明記します。

それから、発言ができる請願者は2名までとし、発言時間は合計10分以内とします。口頭では、今回、お1人5分、3人ぐらいまでとあやふやだったので、ダラダラと説明されてしまったということがありますので、しっかり10分以内に2名までと伝えて、時間を超過した場合は、発言の途中で発言は制止しますということを明記したいと思います。

委員会における請願の審査については、休憩中であり、進行委員長の権限の範囲において行われ、当然、委員長の指示に従ってくださいと明記したものをお渡しした上で、かつ、意見陳述したい請願者からの申し出があった場合には、そういうことをすると。質疑応答は行わないということでございます。

それから、最後4番ですが、これは請願者には渡しません。請願に対する議会の意思決定は理論的には採択・不採択のいずれかとするのが一般的ではありますが、請願の内容によっては一部採択とか趣旨採択ということもあり得るということも引き継ぎで申し送りたいと思います。

請願については以上でございます。

○委員長（榛葉利広君）

今の請願についての部分、いかがでしょうか。

4番 柴田増三君。

○4番（柴田増三君）

審査を見ていないので分からないけど、請願の審査のときには意見陳述に入った方たちは退室されたわけかね。傍聴とか陳述された方も一緒に見える中で採択したかどうか。

○委員長（榛葉利広君）

議会事務局長 梅村修司君。

○議会事務局長（梅村修司君）

休憩中の意見陳述等、質疑応答のときには、他の傍聴者が請願者以外の、記者さんが実際見えてたんですけど、新聞記者さんには退席してもらって、請願の関係者には入室してもらってました。

休憩中に意見陳述等、質疑応答を行って、休憩を開けたときにはまた、傍聴者の方、記者さんも含めて入ってもらい、その休憩後に、討論、採決しました。

○4番（柴田増三君）

討論、採決のときには、その傍聴人も全てその中に入っていたか。陳述した人も、傍聴で入っていたか。

○議会事務局長（梅村修司君）

休憩中は請願者の方々に正面に座ってもらって、意見陳述と質疑応答に加わっていただきました。

休憩が明けたら、また傍聴席に戻ってもらって、傍聴していただいた中で、実は動議が出されて、趣旨採択にしてはどうかと。その動議について討論、採決を行って、最終的に本委員会の中で趣旨採択という結果については、傍聴されてました。

○委員長（榛葉利広君）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないですので、本件につきましては、事務局の引き継ぎ事項として皆さんにご承知おきいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議会事務局長 梅村修司君。

#### ○議会事務局長（梅村修司君）

事務引継ぎ事項の行政視察については、黒い文字がもともと私が引き継ぎを受けた内容になっております。

今回、赤文字の部分を加えて、よく整理して引き継ぎます。

まず一番は、常任委員会の管外行政視察について書いています。

2番は、議会運営委員会の管外行政視察について書いています。

今までは、管外に行政視察に行くのは、議会運営委員会か常任委員会しかないという認識であったと思いますが、3番で特別委員会の管外行政視察は、常任委員会と議会運営委員会が優先的に行政視察を予定して、予算範囲内において、委員長が議長と協議して実施することができることを明記したいと思います。

4番目は、これまでどおり常任委員会と議会運営委員会と特別委員会の管内、リニア中央新幹線や新丸山ダムは、市外においても管内と言えると。

それと、近隣の市町村へレンタカーで、宿泊を伴わない形の視察もあることをこの4番に書いてあります。

追加したいのは5番です。常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が行政視察を行った場合は、次回の全員協議会の執行部退席後に、委員会ですら簡略した報告書にて概要を委員間で情報共有をし、次の本会議にて、諸般の報告として行政視察報告書をしっかり委員長にまとめてもらったものを執行部と情報共有するために提出してもらうことも明記したいと思います。

それから、最後に6番ですが、議員全員では行政視察はしない。特に管外です。管内で新丸山ダムや、リニアの関係で近隣の市町村に行きたいとか、この間行ったバーベキュー場などは全議員でやりますが、管外へ全員で行く視察はないことも明記したいと思います。

今回しっかり整理をして事務の引き継ぎをしたいと思いますので、皆さんご確認いただきたいと思ひます。

以上でございます。

#### ○委員長（榛葉利広君）

ここまでで、ご意見、ご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段質問もないようですので、本件につきましては、事務局の引き継ぎ事項として、皆さんにもご承知おきいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。



○委員長（榛葉利広君）

次に、4、その他を議題といたします。

何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○委員長（榛葉利広君）

別段発言もないようですので、これもちまして、令和5年第10回議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前9時23分 閉会